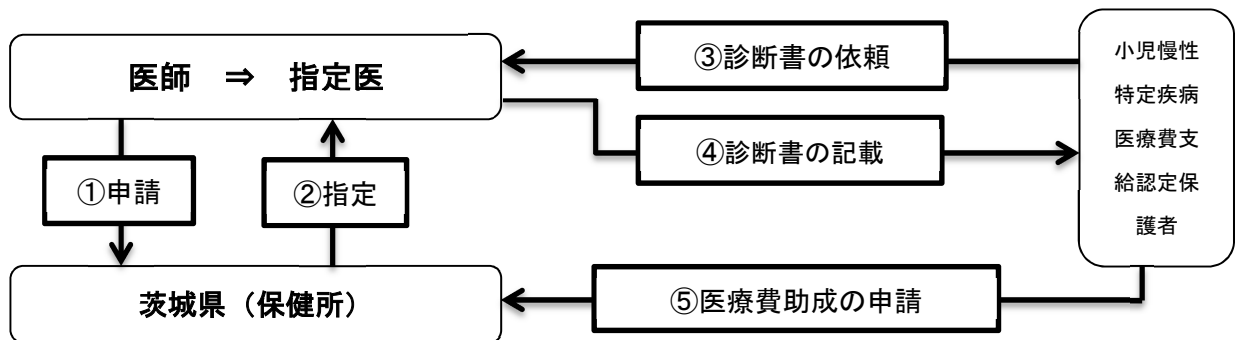


# 小児慢性特定疾病医療費助成制度における 「指定医」の申請手続について

- 児童福祉法が改正（平成26年5月30日公布）され、平成27年1月1日から、小児慢性特定疾病にかかっている患者の方に対する新たな医療費助成制度が実施されます。
- 新たな医療費助成制度では、小児慢性特定疾病にかかっている患者の方は、知事の定める医師（指定医）の作成した診断書を添えて支給認定の申請をする必要があります、指定医以外の医師による診断書は認められません（診断書作成の前に指定を受ける必要があります。）。
- 指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要です。
- 裏面に要件等を記載していますので、ご参照いただき、必要な手続をお願いします。

## 指定医の申請と小児慢性特定疾病の医療費助成申請の流れ



## 指定医の申請手続等

### 【申請手続】

次の書類を提出してください（郵送可）。

- ① 指定医指定申請書（兼経歴書）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に資格を証する書面の写し（該当者のみ）

### 【申請書の提出先】

茨城県保健福祉部子ども家庭課（裏面参照）

### 【提出期限】 平成26年10月31日（金）

制度の円滑な導入を図るため、提出期限内の申請にご協力をお願いします（提出期限以降も、順次申請を受け付け、指定手続を行います。）。

茨城県保健福祉部子ども家庭課（母子保健グループ）  
電話 029-301-3247（直通）

## 指定医の要件・有効期間・職務・責務

### 【要件】

- ①及び②の要件を満たし、③又は④のいずれかに該当すること。
  - ① 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること。
  - ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
  - ③ 学会が認定する専門医の資格を有すること。(※1)
  - ④ 茨城県知事が行う研修を終了していること。(※2)
    - 経過措置(※3)  
小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があり、今後、知事が行う研修を平成29年3月31日までに受ける意思のあること。
- ※1 専門医のリストは4ページをご覧ください。
- ※2 平成26年度は、茨城県が行う研修の予定はありません。研修につきましては、平成27年度以降の開催を予定しており、別途ご案内いたします。
- ※3 今後、知事が行う研修を平成29年3月31日までに受ける意思がある場合には、経過措置により④に該当するものとします。

### 【有効期間】

- 指定医の有効期間は、指定を受けた日から5年間です(5年ごとに更新手続きが必要です。)

### 【職務】

- 指定医は、診断書の作成を職務とします。
- 小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病等にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に協力するものとします。

### 【責務】

- 指定医(研修資格該当)は、5年ごとに茨城県が行う研修を受ける必要があります。
  - ※ 今回、上記④に該当し、指定を受けた指定医(研修資格該当)は、平成29年3月31日までに必ず研修を受ける必要があります。
  - ※ 他の都道府県で研修を受けた場合には、その修了証の写しを添付することにより、茨城県が行う研修の受講が免除されます。
- 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を速やかに茨城県知事に届けていただく必要があります。
- 指定医の資格を辞退する場合は、60日以上予告期間を設けてお申し出いただく必要があります。

### 申請書の提出先

課名	郵便番号	住所	電話番号
茨城県保健福祉部子ども家庭課 母子保健(小児慢性特定疾病)担当	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3247

### 【留意事項】

- 指定された場合、申請者に指定書を送付します(送付先:医療機関又は希望された送付先)。
- 指定を行った後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を茨城県がホームページ等で公表します。
- 研修や変更届などの事務手続については、今後、県のホームページに掲載し、ご案内いたします。

小児慢性特定疾病指定医 指定申請書（兼経歴書）

平成××年××月××日

茨城県知事 殿

氏 名 印

〒

住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7の12の規定に基づき申請します。

生年月日	大正 昭和××年××月××日 平成	年 齢	××歳	性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 · 女
医籍登録番号	第×××××号		医籍の登録年月日	大正 昭和××年××月××日 平成	
※専門医の資格の有無について、「有」又は「無」のいずれかに○を付すこと。	<input checked="" type="radio"/> 有	認定を受けている専門医の名称		専門医の認定機関（学会名）	
		名称 <input type="text" value="●●●●専門医"/> (有効期間 平成××年××月迄)	学会名 <input type="text" value="●●●●学会"/> (認定年月 平成××年××月)		
	<input checked="" type="radio"/> 無	名称 <input type="text" value=""/> (有効期間 平成 年 月迄)		学会名 <input type="text" value=""/> (認定年月 平成 年 月)	
		知事が行う研修の名称	平成29年3月31日までに履修予定（※経過措置）		
	研修修了日	平成29年3月31日までに履修予定（※経過措置）			
主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関 ※複数ある場合には裏面に記載	名称	●●●●			
	所在地	〒×××× 茨城県●●●●			
	電話番号				
	担当する診療科				
経歴書欄 診断又は治療に従事した経歴	従事した期間		従事した病院等の名称 (小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験について( )内に疾病名を記載すること。)		
	18年4月～24年3月		▲▲▲▲病院 ( ■■■■, ■■■■ )		
	24年4月～26年9月		●●●●病院 ( ■■■■, ■■■■ )		
	年 月～ 年 月		特に専門医以外(研修資格該当)の指定医の申請の場合、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があることが要件となっているため、必ず疾病名を記載してください。		
	年 月～ 年 月				
年 月～ 年 月					

専門医以外(研修資格該当)の指定医の申請の場合、「無」に○をつけてください(研修の名称等は記入不要です。)

特に専門医以外(研修資格該当)の指定医の申請の場合、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があることが要件となっているため、必ず疾病名を記載してください。

指定書の送付先（※「主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関」の欄に記載された名称及び所在地以外への送付を希望する場合に記載すること。）

- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。
- 2 経歴書の「従事した期間」の欄は、月単位で記入すること。
- 3 「医師免許の写し」を添付すること。「裏面に書換等の記載があるものは、裏面も添付すること。
- 4 専門医に認定されていることを証する書類の写し（該当者のみ）を添付すること。
- 5 他の都道府県の研修を受けた場合には、修了証の写しを添付すること。

【専門医リスト】

日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医、放射線科専門医、放射線治療専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医、心臓血管外科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本血液学会	血液専門医
日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
日本産婦人科学会	産婦人科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)医専門医、周産期(母体・胎児)医専門医
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本内科学会	総合内科専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本リハビリテーション学会	リハビリテーション専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本老年医学会	老年病専門医